

「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 (平成29年8月9日福井県) への対応について

令和5年5月

文書及び内容（抜粋）				
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）		「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書への対応に ついて（平成29年11月22日、文部科学省・ 経済産業省・内閣官房）	対応状況
	1. 「もんじゅ」の安全・着実な廃止措置の推進			
1	（使用済燃料等の県外搬出に向けた道筋の明確化）	「もんじゅ」の使用済燃料およびナトリウムを含む放射性廃棄物の県外搬出に向けた方策を政府が一体となって策定し、その検討状況について地元で説明すること。	○燃料取出し終了まで（概ね5年半）の間に使用済燃料およびナトリウムの搬出方法や期限などの計画を決定するため、平成30年末を目途に次の点について検討 ・処理処分の方策 ・搬出までに解決すべき技術課題	○国は、平成30年12月に連絡協議会を開催して、地元に対して、使用済燃料・ナトリウムの検討に係る中間報告を実施。 ⇒1次系、2次系、炉外燃料貯蔵槽（EVST）系ナトリウムの搬出計画について、令和3年12月に搬出先を英国、搬出開始時期を令和10年度と決定。また、令和4年3月に搬出完了時期を令和13年度と決定。 ⇒令和4年3月、使用済燃料の仏国での再処理の搬出計画について、搬出開始見込時期を令和16年度、搬出完了見込時期を令和19年度と決定。 （以上、令和4年3月、もんじゅ連絡協議会にて報告）

文書及び内容（抜粋）			
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書への対応について （平成29年11月22日、文部科学省・ 経済産業省・内閣官房）	対応状況
	1. 「もんじゅ」の安全・着実な廃止措置の推進		
2	<p>（廃止措置体制の実効性の向上）</p> <p>「もんじゅ」の廃止措置体制を実効性あるものとするため、電力会社・メーカーの支援や評価専門家会合の意見の反映など、政府が責任を持って原子力機構の組織体制を具体化し、地元で十分説明すること。</p>	<p>○平成30年4月を目途に原子力機構の敦賀拠点に「敦賀廃止措置実証本部」を設置。また、「もんじゅ」現場の廃止措置体制を強化。</p> <p>>「敦賀廃止措置実証本部」の役割・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もんじゅ」現場の廃止措置作業を統括（作業進捗に応じた現場要員の配置、技術課題に関する指導等） ・電力会社・メーカーから管理職級職員を受入れ（10名程度） <p>>「もんじゅ」現場の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社・メーカー等に対し、業務の中核となる人材の派遣を要請 ・高速炉の廃止措置に携わってきた海外の専門家を招へい ・電力会社OBを新たに配置し、原子力機構の若手職員を教育・指導 ・原子力機構の職員を国内外の廃止措置現場に派遣 	<p>○原子力機構は、平成30年4月に敦賀廃止措置実証本部を設置するとともに、電力会社・メーカーから管理職級職員や業務の中核となる人材の受入れ等、体制の強化を図ってきた。</p> <p>また、電力会社OBを新たに配置し、検査や保守管理、品質保証等の実務支援を受け、若手職員を教育・指導している。</p> <p>○文部科学省の「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合において、米国エネルギー省等から国際アドバイザーを招へいし、技術的知見等を聴取した。</p> <p>また、原子力機構は職員を仏国や英国の廃止措置現場等に派遣した。加えて、廃止措置分野に関して、英国原子力廃止措置機関や、仏国電力会社及びOrano Cycle社と協力取決めを結んでいる。</p>

文書及び内容（抜粋）

No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	2. エネルギー研究開発拠点化計画に関する施策の推進 「エネルギー研究開発拠点化計画」の見直しが必要となったことから、引き続き本県をエネルギーの総合研究開発拠点地域とするために必要な施策を推進すること。		
3	（1）原子力研究・人材育成拠点の整備（試験研究炉の整備） 原子力研究・人材育成拠点の中核施設として、国内外から学生や研究者が集結して幅広く利活用できる試験研究炉を整備すること。 ・教育型およびサイエンス型の試験研究炉の整備 ・共同利用を促進する新たな運営法人の設立	《短期的な取組み》 ○国は、平成29年から「原子力研究開発基盤作業部会」において検討を開始し、外部有識者委員会の意見を踏まえ、年度内の「中間取りまとめ」において、次の方針を明らかにする。 ・求められる試験研究炉の仕様 ・コンソーシアム等共同利用促進のための運営主体 ○また、平成30年度には、試験研究炉の整備・運営に係る者を加え上記検討を深化し、全国の原子力関連学科を有する大学の利用促進に向けた連携方策等についても調査し、取りまとめ	○文部科学省は令和2年9月に、原子力分野のみならず幅広い分野において、学术界・産業界による利用が見込まれる炉型として、中性子ビーム利用を主目的とする中出力炉に絞り込み。同年11月には原子力機構・京都大学・福井大学を中核的機関として選定し、概念設計及び運営の在り方検討を開始。地元雇用・産業への影響についても、この中で検討。 検討を効果的に進めるため、試験研究炉にニーズを有する幅広い関係機関の方々から意見を伺うためのコンソーシアム委員会をこれまでに計 5-4 回開催。 令和4年度中の詳細設計開始を予定。 令和5年3月に詳細設計段階に移行。なお、令和4年12月には文部科学省の審議会における議論を経て、実施主体を原子力機構に選定。 ○この他に、原子力研究・人材育成拠点に資する取組として、文部科学省では、平成30年度より、廃止措置や試験研究炉、クリアランス等をテーマに取り上げ、つるが国際シンポジウムを開催している。
4	（大学の誘致等） 原子力や放射線利用等に関する幅広い研究・人材育成拠点を形成するため、関連する大学等の教育施設を誘致すること。 ・原子力関連サテライトキャンパス等の誘致と広域的に連携する拠点の形成 ・試験研究炉に関連する学部等の新設 ・原子力システムや危機管理、放射性物質の減容化などに関する国際的な共同研究と人材育成の促進 ・高校生のサイエンス教育のための施設整備 ・研究開発や人材育成に対する財政支援の拡充	《中長期的な取組み》 ○国は、試験研究炉の基本設計を経て、詳細設計を平成34年度（令和4年度）には開始	また、学生等の原子力人材育成のための学習環境の整備を目的として、原子カライブラリの設置を行っている。

文書及び内容（抜粋）			
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	2. エネルギー 研究開発拠点 化計画に関する 施策の推進		
5	（2）エネルギーの多元化 への対応 （LNG関連インフラ整備への 支援）	エネルギー供給網の強靱化を図る観点から、本県におけるLNG関連インフラの整備に向けた環境を整えること。 ・広域ガスパイプライン整備計画を早期に策定し、「敦賀～多賀ライン」を整備すべきルートとして明記 ・事業者の負担軽減に繋がる財政支援や規制緩和	《短期的な取組み》 ○天然ガスパイプラインの整備について、国は、昨年取りまとめられた導管整備指針を踏まえ、事業者との間で調整を進め、ルート整備の目的が付き次第、導管整備の検討を具体的に進めるための会議体を設置 ○国は、敦賀市が実施する水素に係る民間研究のニーズ等を調査を踏まえ、敦賀市にどのような研究機関が求められるか検討する場に参加 ○国は、敦賀市における水素関連のインフラ整備に対して、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業等による支援を検討
6	（水素に係る 国の研究機関 等の誘致と関連 インフラ整備 への支援） 〈ハーモニアス ポリス構想関連〉	新エネルギーの新たな研究拠点として、水素発電等の研究を行う国の研究機関を整備すること。 また、燃料電池バスの導入・運行と、民間事業者が行う水素ステーションの整備に対して、財政支援を行うこと。	《中長期的な取組み》 ○国は、天然ガスパイプライン等の整備コスト低減のための支援策や導管敷設に係る規制緩和等について検討 ○ガスパイプラインなどのガスインフラの整備は、供給安定性向上等の意義があると考えられるが、これが事業として成り立つためには、周辺の都市ガス需要や建設コストなど、経済性を含めた様々な要素を考慮しつつ、民間事業者が主体的に検討を進めることが重要。民間事業者の取組を後押しするべく、経済産業省としては、LNG基地やガスパイプライン等のガスインフラの整備に資する設備投資に対し、利子補給を行うなどの支援策を講じているところ。また、ガスインフラの整備については、天然ガスの利用向上、競争促進、供給安定性の向上、エネルギー供給システムの強靱化の観点から検討を進める方針であり、ガス事業者・電力事業者などの参画を促しつつ、自治体とも連携をして、国としてもこうした検討に積極的に参加をしていき、必要なニーズに応じて対応を図っていく。 ○経済産業省は、水素・燃料電池技術の普及のため、水素供給設備の整備等を行う者に対して補助金による支援を行っている。敦賀市の水素ステーション設置などの取組に対し、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業で支援している。

		文書及び内容（抜粋）		
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）		「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	2. エネルギー 研究開発拠点 化計画に関する 施策の推進			
7	（3）理化学 研究所との連 携強化	<p>若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所生物照射チームが行う共同研究等に支援を行い、理化学研究所の一部機能移転を推進すること。</p> <p>また、新たな加速器を国の財政負担により整備すること。</p>	<p>《短期的な取組み》 ○国は、若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所によるイオンビーム育種に関する共同研究等を支援</p> <p>《中長期的な取組み》 ○国は、共同研究の内容・規模を拡充させる視点で、共同研究の進展に応じて、以下を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員の交流を促進するなど研究連携体制の充実 ・若狭湾エネルギー研究センターの研究設備の充実等に対する支援策 	<p>○若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所による共同研究への支援について、文部科学省は、特別電源所在県科学技術振興事業補助金電源地域振興促進事業費補助金（特別電源所在県科学技術振興事業補助金）において支援を実施しており、今後とも両研究機関による連携を推進する。</p> <p>○この中では、従来実施してきた育種（変異誘発促進技術）に関する共同研究に加え、実用作物を対象とする重イオンビーム照射により品種改良の効率化を図る共同研究も実施されている。</p>

文書及び内容（抜粋）				
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）		「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	3. 地域振興策の充実	将来にわたる約1,000名の雇用の確保策を含め、幅広い経済・雇用対策を講じること。 また、県民合意を図る観点から、嶺南地域の発展に係る重要プロジェクトを推進すること。		
8	（1）地域の経済対策の実施	研究開発やビジネス化を支援する産業振興事業に対して財政支援を行うこと。 また、企業誘致を促進するため、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金について、「もんじゅ」の廃止措置を考慮した単価の嵩上げを行うなど、制度の拡充を図ること。	《短期的な取組み》 ○国は、敦賀市がハーモニアスポリス構想に基づいて実施する産業振興事業や、市町が実施する企業誘致関連事業に対して、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業等による支援を検討 ○また、廃炉ビジネスについては、具体的な技術支援等を検討する協議会（関係省庁、原子力機構、敦賀市、商工会議所等）を設置	○国は、廃炉ビジネス協議会を設置し、県、市、商工団体とともに、嶺南Eコースト計画を踏まえて、スマデコの活用を含めた地元企業の技術力向上や廃炉ビジネスへ参入するために役立つ取組方策などについて検討を行っている。 ○加えて、廃止措置への地元企業の参画拡大につながる支援として、原子力機構では、技術課題解決促進事業により、原子力の安全技術、廃止措置等について地元企業が行う研究や人材育成を支援している。 ○経済産業省では、敦賀市が地元企業とともに取り組む技術開発事業に対して、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業で支援している。
9	（2）電源三法交付金の拡充	「もんじゅ」関連の業務を受注する企業の売上減や新たな産業基盤の創出、観光振興等に対応するため、電源立地地域対策交付金（自立発展枠）制度の拡充を図ること。	《短期的な取組み》 ○国は、「もんじゅ」の廃止措置による地元への影響を緩和するため、電源立地地域対策交付金制度の拡充に向けた取組を進める	○文部科学省では、電源立地地域対策交付金において自立的発展支援について増額交付できるよう、平成30年度より必要な額の確保に努めている。 ○令和5年 予算案概算要求 においても、福井県及び敦賀市に対して、特例措置として2億円ずつの増額を 措置要求 しているところ。

文書及び内容（抜粋）				
No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 （平成29年8月9日、福井県）		「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	3. 地域振興策の 充実			
10	（3）嶺南地域の 発展を支える重要 プロジェクトの推進 （北陸新幹線の敦 賀・大阪間の早期 整備）	本年3月の与党プロジェクト チームにおいてルートが決定さ れた北陸新幹線の敦賀・大阪 間について、速やかに建設財 源の見通しをつけ、北海道新 幹線札幌開業より早い大阪ま でのフル規格による全線開業 を実現すること。	○敦賀・大阪間の整備財源の確保について は、与党整備新幹線建設推進プロジェクト チームにおいて、駅・ルートに関する詳細調査 や環境影響評価の手続きの間に検討を行う こととされており、国土交通省としては、これに ついて、必要な協力を行う。	○国土交通省は、北陸新幹線（敦賀・新 大阪間）の整備について、従来、工事实 施計画の認可後に行っていた調査も含め、 施工上の課題を解決するための調査を、先 行的・集中的に実施していく。
11	（舞鶴若狭自動車 道の4車線化）	平成26年に暫定2車線で 全線開通した若狭さとうみハイ ウェイについて、交通量が多い 敦賀ジャンクション側から早期 に4車線化を図ること。	○敦賀JCTから舞鶴西IC間の4車線化に ついては、交通状況や交通安全の観点等を 踏まえ、今後、必要性を検討	○舞鶴若狭自動車道の4車線化について は、西日本高速道路（株）において、舞 鶴東IC～小浜IC間（約36km）のうち4 箇所（計約23.1km）で4車線化事業を 推進している。
12	（JR小浜線の高 速化・安全対策の 強化）	JR小浜線の所要時間の短 縮および安全対策のため、駅 での待避施設の整備や路盤 の強化、自然災害に備えた防 風柵の整備等に対して、財政 支援を行うこと。	○在来線の高速化については、地元と鉄道 事業者との間で検討を行うことが重要。国土 交通省は、その取組状況に応じ、必要な助 言等を実施 ○なお、県が、高速化のために線路の線形 改良等を支援する場合、費用の一部を支援 する幹線鉄道等活性化事業費補助制度の 適用が可能 ○さらに、地元と鉄道事業者等が協力して、 地域公共交通網形成計画を策定する場合、 国土交通省の地域公共交通確保維持改 善事業による策定支援制度の適用が可能	○国土交通省としては、在来線の高速化 については、鉄道事業者が当該路線の利 用状況等を勘案の上、検討していくことが重 要と考えており、まずは、地元の皆様と鉄道 事業者との間で、ニーズを踏まえた整備のあ り方について十分な検討を行っていただくこ とが必要と考えている。 ○鉄道の安全・安定輸送の実現には、自 然災害による輸送障害を極力少なくする取 り組みが必要である。国土交通省としては、 適切な安全対策の実施により、安全・安定 輸送が確保されるよう、鉄道事業者を指導 してまいりたい。

文書及び内容（抜粋）

No.	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 (平成29年8月9日、福井県)	「もんじゅ」の廃止措置に関する要請書 への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省・内閣官房）	対応状況
	3. 地域振興策の 充実		
13	（県境部バイパス 道路等の整備） ＜ハーモニアスポリ ス構想関連等＞ <p>嶺南地域と周辺地域との交流が 活性化するよう、県境部のバイパス 道路等の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市～滋賀県高島市間トン ネルの整備 ・敦賀市～滋賀県長浜市間の国 道8号バイパスの整備 ・美浜町～滋賀県高島市間の道 路整備 ・南越前町～滋賀県長浜市間の 国道365号バイパスの整備 ・南越前町～敦賀市間の国道8 号バイパス等の整備 ・敦賀半島東岸部の西浦道路の 整備 	<p>○事業中のものは引き続き整備。その他の箇 所については課題等を整理のうえ、検討</p>	<p>○関係府省において、事業中のもの は引き続き整備を推進する。また、そ の他の箇所については関係機関にお ける検討状況を引き続き注視してい く。</p>
14	（嶺南地域への自 衛隊の配備） <p>嶺南地域において、いかなる状況 においても迅速な事態対処を可能と するため、自衛隊の基地等を整備し、 中部方面隊管内からの再配置を含 め、部隊を配備すること。</p>	<p>○全国最多の15基の原子力発電所が立地 している嶺南地域に関し、防衛省・自衛隊は、 福井県の半島部臨時ヘリポート整備事業を 踏まえ、陸自大型ヘリも展開可能なヘリポート 設置の検討に協力</p> <p>○その上で、福井県等が実施する各種訓練 に積極的に参加しつつ、原発の防護や災害救 援の態勢を検証予定</p> <p>○これらを踏まえつつ、次期中期防において、 福井県における原発の防護や災害支援に対 する自衛隊の態勢について引き続き検討</p>	<p>○全国最多の15基の原子力発電 所が立地している嶺南地域に関し、 防衛省・自衛隊としては、防衛力整 備計画（令和4年12月16日 国 家安全保障会議決定 閣議決定） 中期防衛力整備計画を踏まえ、原 子力発電所の近傍における展開基 盤の在り方に係る検討に資すること を目的として、陸自航空機や普通科 部隊による展開基盤の検証を行って おり、そうした検証結果も精査しつつ、 引き続き必要な措置に係る検討を 行うこととしています。</p>